

P.188 1番（南谷清司君）

◆1番（南谷清司君） 皆様、こんにちは。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、コロナ社会の学校運営と教員の働き方改革についてお伺いをします。

ご承知のように、新型コロナウイルス感染症では、ワクチンや特效薬が広く国内に行き渡り、私たちの生活が平常に戻るのがいつになるか、まだまだ見通せません。それまでは、感染予防に努めながら、第2波、第3波に備えていくことになります。とはいっても、第1波という大きな山を越えたことは確かなようで、今後の対応について、落ち着いて検討してみるタイミングでもあると思います。

コロナ社会における学校運営については、文部科学省から、小・中学校における教育活動に関するQ&Aと学校における衛生管理マニュアルの2本の事務連絡が出ました。おいおい、事務連絡だけかと思っていたところ、この6月5日に文部科学事務次官通知、コロナ社会における学校運営のためのガイドライン及び学びの保障総合対策パッケージが出されました。感染症拡大防止の大きな山を越えたことから、学校運営全般を見直した上で、基本的な考え方を事務次官通知として示したと思われます。文部科学省のホームページからダウンロードした資料をお配りしましたので、お時間のあるときにご覧いただけると幸いです。

一方、いつまで続くのかわからないコロナ社会において、長期間にわたることを前提として、安定的にかつ持続的に学校運営を行っていくためには、忘れてはならない通知もあります。それは、約1年前の文部科学事務次官通知、教員の働き方改革に関する取組の徹底についてです。これは、お配りしました資料の6ページ以降になります。

この教員の働き方改革通知の背景には、公立学校の教員給与に関する特別措置法、略称・給特法、別名・教員定額働かせ放題法という、公立学校の教員を労働基準法一部適用外に置き、時間外勤務手当を支給しないという・・・があります。教員には時間外勤務手当を支給しなくてもよいので、教育委員会は教員の残業時間を気にしなくてもよいと思わせてしまった・・・です。そして、結果として、多くの先生方が過労死ラインを超える勤務時間となってしまうました。

このような教員の勤務状況を改善するため、つまり普通の公務員と同じような勤務状況に少しでも近づけるために文部科学省が重い腰を上げたのが、この文部科学事務次官の教員の働き方改革通知です。

なお、法人立、いわゆる私立の学校と国立の学校の教員は公立ではないので、教員定額働かせ放題法の適用外となります。

さて、先ほどの事務次官の教員の働き方改革通知に何かが書いてあるかというと、羽島市教育委員会が羽島市立小・中学校教員の勤務時間を管理するよう求めています。それ以外にも、羽島市や羽島市教育委員会が羽島市立小・中学校に課している業務について見直すことも求めています。

見直し策として、これまで学校や教員が担ってきた業務を、1、基本的には学校以外が担うべき業務、2、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務、3、教師の業務だが負担軽減が可能な業務に分類して整理し、教員と教員以外の役割分担を適正化することが示されています。このことは、羽島市もタウンミーティングで説明していただいた記憶があります。

そこで、今回は、この2本の文部科学事務次官通知の内容を踏まえながら、コロナ社会におけるコロナ感染予防と教員の働き方改革の両方に取り組む学校運営についてお尋ねします。

コロナ社会以前の学校では、新学習指導要領の完全実施に備え、主体的・対話的で深い学びを実現する授業について準備をしてきました。さらに、今後重視されるプログラミング教育、英語教育、道徳教育、言語能力の育成、理数教育、伝統や文化に関する教育、主権者教育、消費者教育、特別支援教育などについても準備をしてきました。ほかにも、交通安全教育、情報モラル教育、GIGAスクールなどのICT教育、キャリア教育、がん教育、禁煙教育、人権教育など、〇〇教育を挙げるだけで幾つも出てきます。これらは教科の授業とは別に行われる教育活動です。

さらには、全ての教員が子供たちに同じように対応していくために、情報共有、共通理解を図る会議や学校行事の準備、調査に対する回答作成、教育委員会主催会議など、学校を運営するための業務もあります。そのため、学校の教員は多忙を極め、残念なことに、これらの業務の合間に授業を行っているのか、授業の合間にこれらの業務を行っているのか、一体どちらかわからないような状況がよく見受けられたりします。

そして、コロナ社会の学校の教員は、これら今までの業務に加え、コロナ感染症予防のための取組や、今後、第2波、第3波で休校になった場合に備えて、ICTを活用した遠隔指導の研修や準備もしなければなりません。

今回の議会においても、学校教育について様々な議論が何回も繰り返されました。今回の議会で取り上げられた学校の先生方に関する課題の多さ、議論の多さが、コロナ社会における学校の先生方の置かれた状況を端的に表しています。

もちろん、コロナ感染症とともに生きるコロナ社会では、誰もがコロナ感染予防に努めるべきであり、学校の教員もそのために努力をすべきことは当然です。そして、その責任を一身に背負って、羽島市の先生方は懸命に努力していらっしゃると思います。自分の学校の子供たちから感染者は出さない、自分の学校からクラスターは発生させないと、自らの家庭や我が子のことは後回しにして懸命に努力されています。

・・・、教員定額働かせ放題法によって残業手当が支給されない中でも、勤務時間を度外視して、朝早くから夜遅くまで子供たちのために頑張っていると思います。そして、その努力は、終わりの見えないコロナ社会では、一時的・緊急避難的な取組ではなく、長期にわたり継続的に続くわけです。先生方がバーンアウト、燃え尽きてしまわないかと心配になるのは、私だけではないと思います。

一方、教員が最も力を注がなければならないことは、言うまでもなく子供たちの教育です。子供たちの学力も含めた人間的成長を図ることです。学びの保障を全ての子供たちに等しく与えることです。多くの先生方の心に引っかかっていることは、コロナ感染症予防の定型的な作業をこなすため、子供たちの小さな変化を発見し、きめ細かく対応する時間を十分には確保できないことです。

今回の休校では、その間の子供たちの成長の様子が大きく異なる可能性があります。インターネット環境を完備し、自分専用のパソコンがある子供たちがいれば、反対に、育児放棄に近い状況で食事も満足に取れず、家でずっとテレビを見たり、ゲームをしたりしていただけない子供たちもいます。久しぶりに学校へ登校してきたら、げっそりと痩せ細っていたり、やんちゃと言えるほど活発だったのに、別人のように元気がなくなってしまった子供たちもいるはずです。そのような子供たちを真っ先に発見して、しっかり対応することも、専門性を持った教員にしかできないとても重要なことです。いわゆる教育格差への対応です。

また、学習意欲が低い子供たち、学力が低い子供たちにとって、夏休みや冬休みが短くなったり、1日の授業時間数が7時間授業になったり、学校行事がなくなって授業ばかりになったりすることは、学力向上よりも、むしろ学力低下につながる可能性が高いと思われます。そのような子供たちをできるだけ早く発見して、特別な支援をしたい、そのための時間が欲しいと多くの教員は思っています。

ステイホームがつらい、あるいは学校へ登校するのがつらいという子供たちの心のケアもあります。先生方は、先生と子供たち、それから、子供たち同士の関係づくりと心のケアの時間をしっかりと確保したいと思っています。そして、コロナ社会における学校運営においては、今回の議会で議論された多

くの課題に対応しながら、コロナ感染症予防対策と、子供たちに寄り添ったきめ細かい指導のバランスを取っていかなければなりません。限られたマンパワーと予算の中で、どのようにバランスを取っていくかが、学校運営上、大きな課題になってきます。

このバランスを取るということに関し、先ほど文部科学事務次官の教員の働き方改革通知で示された、１、基本的には学校以外が担うべき業務、２、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務、３、教師の業務だが負担軽減が可能な業務に分類して見直せという指摘をご紹介しました。

私は、バランスを取る上で、学校が子供たちの学力も含めた人間的成長を実現し、全ての子供たちに学びの保障をするためには、先ほどお話しした、先生方が気になっていることに対応する時間をしっかりと確保することが必要だと思います。先生方がこのようなコロナ社会の困難な状況のときだからこそ、子供たちの学びの保障に集中できる環境を整備すべきだと思います。

そして、その実現のために、６月５日付文部科学事務次官通知、コロナ社会における学校運営のためのガイドライン及び学びの保障総合対策パッケージに従いながら、もう１本の文部科学事務次官通知、教員の働き方改革が示すように、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務をできる限り外部へ委託すべきだと思います。

例えば、子供たちにやらせないとすれば、教員の指導も不要となるであろうトイレ掃除や給食の配膳、さらには、教員でなくとも実施可能なドアノブ、ロッカー、机や共有備品の消毒などの定型的な業務の外部委託です。特にトイレ掃除は、新型コロナウイルス感染症の子供たちの排泄物にはウイルスが含まれているという報告があり、そのウイルスに感染力がどの程度あるかは不明ですが、トイレ掃除を子供たちにさせることには、保護者には抵抗があると思われるかもしれません。また、子供たちと頻繁に接触する教員がトイレ掃除をすると、教員から子供たちに感染するリスクが高まる可能性もあります。

このようなコロナ感染症予防のための単純で定型的な業務を外部へ委託して、教員の専門性が求められる業務に教員がしっかりと時間をかけられるような学校運営が必要です。さらに、そのような学校運営を校長ができるよう、羽島市と羽島市教育委員会が校長を指導・支援すべきだと思います。そして、このような羽島市の姿勢が話題になれば、県内の優秀な教員が羽島市へ集まることや、教育熱心な保護者が羽島市に集まることにもつながるかもしれません。

逆に、緊急避難的な短期間ならばともかく、いつまで続くか分からない長期間にわたって大きな負担を教員の使命感だけに頼って教員にさせていては、心を病む教員や過労死する教員が増えたり、優秀な人材が教員になることを敬遠したりする可能性が高まります。

実際に、この４月に教員に採用された先生方の採用倍率は、小学校は受験者数が610人、採用者数が272人、倍率は2.2倍……

〔発言する者あり〕

P.191 １番（南谷清司君）

◆１番（南谷清司君） あと20行ほどで入ります。

受験者の２人に１人は採用という結果です。中学校や高校などの全体でも3.3倍です。受験者の３人に１人は採用です。

このような状況を見ると、遠くない将来に、私たちにとって、とてつもないしっぺ返しが待っているような気がしてなりません。医療崩壊ではなく学校教育の崩壊です。そうなる前に事前の一手が必要です。

確かに、６月５日付文部科学事務次官通知には、人的・物的体制の緊急整備として、教員加配3,100人、学習指導員６万1,200人、スクールサポートスタッフ２万600人の計８万4,900人の追加配置を第二次補正予算に計上するとあり、その補正予算が先日の国会で成立しました。全国の公立小・中・高校の合計は約３万4,000校なので、１校当たりに換算すると、ほとんど教員以外の非常勤ではありますが、何らかの職種で、おおむね２人ちょっとの増員が図られるという規模感です。

また、感染状況や学校規模等に応じて、小・中学校では１校当たり100万円から200万円程度支援することも示されています。私には、現時点では、国や県の10分の10の補助事業になるのか、市にも一定の負担があるのか、あるいは地方交付税措置になるのかは分かりませんし、使い勝手も分かりません。県教委が実際の配分を決めるのかもしれませんが、しかし、先生方や子供たちのことを思えば、これらをうまく活用することが重要です。

そこで、教育長に質問です。

コロナ感染症とともに生きるコロナ社会の学校運営における文部科学省事務次官通知、学校における働き方改革に関する取組の徹底についてを踏まえた教員の勤務や担当業務の在り方、さらには、教員に最も時間をかけて最優先に取り組まなければならない業務について、学校で頑張っている先生方に向けた言葉とともに、教育長のお考えをお伺いします。

P.192 教育長（森嘉長君）

◎教育長（森嘉長君） お答えいたします。

学校再開に当たっては、これまで自主登校、分散登校、そして通常登校と段階的に行ってまいりましたが、議員ご指摘のとおり、教職員の業務に係る身体的・精神的負担について大いに懸念しているところです。

当市教職員は、１日２回の消毒作業はもとより、授業や部活動、給食、清掃活動、休み時間、そして登下校等、全ての教育活動において適切な感染防止対策を講じる一方で、グループでの学習や話し合い、合唱など、これまで子供も教師も大切にしてきた活動が十分に行えない中で、熱意を持って指導に当たっています。また、臨時休業に伴う児童・生徒や保護者の学習や学力に対する不安や悩みに向き合い、授業の計画を見直したり、指導法を工夫したりするとともに、中学校、義務教育学校においては、学校再開直後から進路指導に当たり、生徒に卒業後の目標を持たせたり、学習の意欲化を図っているところ です。

これまでに経験したことのない長期間にわたる臨時休業や新たな学校生活においては、日々の授業や活動の中で、教職員が一人一人の子供たちに寄り添うことが最も大切であると考え、臨時休業中においては、教職員自身の感染防止のための在宅勤務や適正な休暇取得、適切な家庭訪問の在り方などについて、校長、園長を通して指示・指導を行ってまいりました。

学校再開後については、教職員がゆとりを持って子供たちに寄り添い、きめ細かな指導ができるよう、消毒作業の民間への業務委託や、フェイスシールドや透明マスクなど、円滑な学習指導や感染防止のための機材の配備、さらには、通学の安全確保のための関係機関や関係団体等への協力要請などを行ってきたところです。

今後も、新型コロナウイルス感染症に対応した学校の教育活動が長期にわたることが想定されますが、市教育委員会が定める規則及び指針に基づき、働き方改革を引き続き推進し、教職員が心身ともに健康な状態で子供たちに向き合うことができるよう、勤務時間外の在校時間、いわゆる時間外勤務ですが、在校時間の削減をはじめとし、働きがいのある職場づくりに一層努めてまいります。

以上でございます。

P.193 １番（南谷清司君）

◆１番（南谷清司君） ご答弁ありがとうございます。

様々な現場への配慮をありがとうございます。現場への配慮ということでは、月１回の土曜日の授業を行うとお聞きしています。７月から３月まで半日授業を８回、合計４日分の勤務になります。

市役所の公務員であれば、時間当たり給料の35%増しとなる休日勤務手当を支給するか、勤務の振替えをすればよいのですが、公立学校の教員は、先ほどの・・・、教員定額働かせ放題法により、休日勤務手当は支給できず、勤務の振替え、つまり代休を取得させるしかありません。

子供たちは土曜日に登校しても、ほかの平日が休みになるわけではないので、教員だけが平日に代休で休むわけにはいかないのが教員の偽りのない心情です。よくあるのが、違法ではありますが、形だけ代休にしておいて、実際には出勤して授業をするというパターンです。ひょっとして、短縮された夏季休業の平日14日間の中で、4日分の代休を取るという考えもあるかもしれません。しかし、部活動指導や各種会議、研修、検討されている中体連夏季大会、さらには夏季特別休暇4日の取得などもあり、それもなかなか困難かと想像します。

そこで、教育長にお尋ねをします。
土曜日に授業を実施する合計4日分のサービスの取扱いについてご説明ください。

P.194 教育長（森嘉長君）

◎教育長（森嘉長君） お答えいたします。
議員ご指摘のとおり、土曜日に実施する授業の振替日につきましては、基本、短縮された夏季休業期間中に代休を取ることを考えていますが、子供の指導や教育活動に支障を来すことがないように、平日の授業日の振替えについても、校長を通じて指導・助言させていただきます。
以上でございます。

P.194 1番（南谷清司君）

◆1番（南谷清司君） ありがとうございます。
コロナ関係でもう一つ、質問というわけではなくて、お願いを一つさせていただきたいと思います。
専門機関との連携が必要なことは、教育委員会から各学校へ指示・指導されていると思います。今回のコロナ感染症予防対策では、各校長は何を実施するか、手探りで検討している状況だと思われます。このような場面で起きやすいのが、あの学校がやっているから本校もやらないといけないという気持ちです。保護者や地域からの、あの学校がやっているけれども、なぜ私たちの学校はやらないのかという意見への意識です。
教育のことならば、校長は自信を持って判断し、説明されると思いますが、コロナ感染症予防対策は医学・医療のことなので、校長は専門外です。そのため、やらないよりやったほうがよい、やれることは何でもやっておこうという判断や、あの学校がやっているからという横並び意識からくる過剰対応が心配です。過剰対応は、結果的に子供たちへのきめ細かい対応をする時間を奪うことになり、子供たちにとっても教員にとってもリスクであり、ストレスになります。極端な話、過剰対応は学びの保障の弊害とさえなり得ます。
ぜひともコロナ感染症予防対策の一つ一つに関して、その予防効果や実施上の工夫について、専門家である学校医や学校薬剤師の指示を受けるよう、各校長を指導・助言していただきたいと思います。校長が市教委のマニュアルに従うことは当然ですが、その運用に当たっては、校長自身が専門家である学校医や学校薬剤師と医学的観点から情報交換することもとても重要です。よろしく願います。
次は、教育委員会の予算を編成している財政当局にお尋ねをします。
学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務であるコロナ感染症予防のための単純な業務を外部へ委託し、教員の専門性が必要な子供たちの成長や学びの保障のための業務に教員を専念させる時間を確保すべきだという話をしてきました。しかし、これは予算が伴うことなので、教育委員会の判断だけではなく、予算編成権を持つ市の財政当局の考え方も関係してきます。
市の財政当局には、・・・・、教員定額働かせ放題法によって残業手当が支給されない中でも、使命感とボランティア精神で勤務時間外も子供たちのために頑張っている学校の先生方の勤務の特殊性を十分ご理解いただきたいと思います。そして、先生方がその専門性を生かして、先生方でなければできない子供たちの教育という職務を果たすための時間を十分に確保できるような予算編成をお願いします。
今後、長期的に続くことが予想される学校の感染予防対策について、可能な限り外部へ委託するなど、外部の助けを借りるための予算措置をお願いしたいと思います。
そこで、質問です。
コロナ感染症とともに生きる社会における学校では、教員はその専門性を生かした教育活動に今まで以上に時間をかけ、学びの保障により一層努力すべきであり、新たに実施することになるコロナ感染症予防対策においては、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務は、可能な限り外部へ委託すべきと考えます。
集中と選択、教育重視の施策の中、この点に関する財政当局の予算編成の考え方をお伺いします。

P.195 市長（松井聡君）

◎市長（松井聡君） 財政当局というご指名でしたが、重要案件でございますので、私のほうからご答弁申し上げます。
まず、平成31年3月発出の各都道府県知事・教育委員会教育長宛ての事務次官通知の関係の、ご配付をいただきました資料の2ページでございます。
この関係の中段右の小さな文字の表でございますが、議員が再三ご発言をされました、基本的には学校以外が担うべき業務から、学校の業務だが必ずしも教師が行う必要のない業務、それから、教師の業務だが負担軽減が可能な業務、この3分類については、実は総合教育会議というものが制度化されて以降、私が首長として、その主催者となっておるところであり、私自身が加盟をいたしております全国教育再生首長会議の折に、この部分を強く文部科学省にご要請をし、ようやく、昨年の3月でございましたね、このようなものが発出をされたということで、それ以降、議員も先ほど来ご発言の、タウンミーティング以外にも事ある、総合教育会議で、強く学校現場のほうに首長としてお願いをしてきた案件でございます。
とりわけ、基本的には学校以外が担うべき業務で、いわゆる登下校の見守り、それから学校徴収金の徴収管理、これは給食費等が含まれるかと思いますが、それから地域ボランティアとの連絡調整、まさにコミュニティ・スクール、本市が標榜しておりました関係のほとんどの事項が、基本的には学校以外が担うべき業務であるということで、伏屋前教育長の折から、各学校での所要なる改善をお願いしてきたところでございます。
しかしながら、先ほどもご発言がございましたとおり、うちの学校だけやめると、どこかが全部やっているという関係で、いまだに登下校に対する対応等については、学校職員の方が朝早くから連日、そのような関係にも従事をされておるところでございます。
そんな関係から、当市では、数ある行政課題の中でも働き方改革を重要視をし、今申し上げました教育費の公会計化を実現いたしました。また、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員の配置というのは、まさに学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務についても、外部の優秀な人材を登用し、当市が先駆けて行ってきたところでございます。
そのような中、いわゆるウィズコロナ、コロナウイルスとの共生社会、新たな生活様式という形での感染症拡大を受け、先般、分散登校時に教育長と意見交換の折に、急遽の手段ではございますが、消毒業務については私の特命で、分散登校時は業者の専門的な消毒業務を行うこととしていただいたところでございます。そのため、1日から12日までの登校時におきましては、児童・生徒の入替えに伴う校門等での送迎と消毒作業の時間が重なるために、県内他の市町村に先駆け、このような手段を打ちました。まさに今やらなければいけないことは、本当に教員の方々の負担軽減につながると確信をいたしております。
その一方、今回の第二次補正に伴います交付金関係の問題につきましては、では、いつまで特段の措置を打つときの財源的保障が担保されるのかという大きな課題がございます。実は、この関係につきましても、議員のご質問のある前から、地元関係企業等との折衝を深めておりますが、では、いつまで、例えば消毒業務をやるのか、エンドレスで一挙に拡大することが可能なのか。そのほかの業務でも教員の方々の負担軽減のものはないのか、そのような、

まさにおっしゃっていただいた選択と集中の中で、今検討を進めているところでございます。

一つは、やはりある程度の期間設定をして行うという方法、もう一つは、エンドレスに近い必要業務であれば、国等へのさらなる財政支援を強力に展開をし、そして、本当に学びやとしての先生と児童・生徒の皆様方の良好な関係の保てるような改善に努めてまいりたいと腐心をいたしておるところでございます。

そのような関係でございますので、確約等はできませんが、おっしゃる事柄については全く同じ意見でございますので、でき得る限りの検討をし、今後の改善につなげていくことを申し上げ、私からの答弁と代えさせていただきます。

以上でございます。

P. 197 1 番（南谷清司君）

◆ 1 番（南谷清司君） 市長から積極的な姿勢と対応を示していただきました。現場の先生方もきっと勇気づけられたことと思います。ありがとうございます。

羽島市立学校については、施設設備の整備のみならず、どの教科書を使うという教育の在り方や教員の服務監督も含め、県ではなく、設置者である羽島市の責任範囲となっています。

市長部局におかれましては、この責任の重さを十分ご理解いただいておりますが、・・・・・・、教員定額働かせ放題法が学校で学ぶ子供たちに与える影響を踏まえ、今後も安定的・持続的な学校運営について、ご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。